

熊本県軽費老人ホーム入所者の収入申告等に関する 事務処理マニュアル

第1 趣旨

このマニュアルは、熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針（平成21年3月3日高齢第1484号熊本県健康福祉部長通知。以下「指針」という。）に基づきサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の減免措置を行う場合の事務手続きについて定めるものとする。

第2 事務費本人徴収額の決定時期

減免措置により利用者から徴収できる事務費本人徴収額の決定は、入所した時及び毎年度4月1日をもって行う。

第3 収入申告

- 1 施設長は、第2に規定する決定時期前までに、利用者に対して別記第1号様式により収入及び必要経費についての申告を求めるものとする。
- 2 収入及び必要経費については、上記決定時期の前年の1月1日から12月31日までの期間（但し、1月ないし3月の間に決定する場合は、前々年の同期間）のものを対象とする。
- 3 申告の際には、添付書類等（確定申告書、公的年金等の源泉徴収票、納税額確認書、通帳、領収書、課税証明書等の写しのうち証明に必要なもの）を提出させるものとする。
- 4 申告に係る提出書類については、利用者の提出義務を明確にするために、提出すべき資料等の内容を契約書に設けるなど、予め利用者との合意を図ることが望ましい。

第4 対象収入認定

第3に規定する申告があった場合、施設長は別紙「対象収入認定要領」に基づき内容を審査し、対象収入の認定を行う。

第5 事務費本人徴収額の決定

施設長は、第4により認定した対象収入をもって、指針に定めるところにより階層区分及び事務費本人徴収額を決定するものとする。

なお、決定にあたっては、対象収入の内容及び決定に至る経緯等について、利用者への十分な説明を行うものとする。

第6 事務費本人徴収額の決定通知

施設長は、第5で決定した内容を、利用者に対して別記第2号様式により、速やかに通知するものとする。

第7 誤った収入の申告

- 1 施設長は、利用者の収入申告に誤りがあった場合には、再度利用者に対して収入の申告を求め、第4から第6にわたる手続きを速やかに行うとともに、県との協議を行うなど適切な処理をする。
- 2 施設長は、申告の訂正により事務費本人徴収額に変動が生じた場合には、必要に応じて次のとおり取り扱うことを原則とする。
 - (1) 事務費本人徴収額が増える場合
利用者に対して追加徴収を求める。
 - (2) 事務費本人徴収額が減る場合
利用者に対して相当分の返還を行う。

第8 その他

このマニュアルに定めのない事項又はこのマニュアルについて疑義が生じた場合については、県と協議のうえ処理するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成19年8月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成21年3月13日から施行し、平成20年6月1日から適用する。
- 2 このマニュアルの施行前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成25年6月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(別紙)

対 象 収 入 認 定 要 領

(利用者の階層区分の決定)

利用者本人については、提出された収入申告書に基づき前年の収入から必要経費を控除した額により階層区分を決定し、徴収月額を認定する。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により利用者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて算定することができる。

対象収入とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(1) 収入

①収入として認定するもの

I 年金、恩給等の収入

- a 労災補償保険、企業退職年金、私的終身年金保険、雇用保険等、公的私的を問わず、利用者が受給権を有する定期的な給付は全て含まれる。
- b 前年における実際の受給額を収入として認定。
(前年とは、前年1月から12月までである。但し、事務費徴収額決定時期が1月ないし3月の間である場合は、前々年1月から12月までとする。)
- c 収入とすべき時期は、その年金等の支給の基礎となる法令、契約、規定等により定められた支給月とする。
- d 遡って受給権が生じ、一年分を超える額を一度に受給した場合は、1年分(前年の支給相当額)のみを認定する。
- e 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取り扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。
(注意) 入所前の勤労所得については、給与所得控除後の金額を収入として認定する。

(給与所得控除後の金額・源泉徴収の場合「給与所得控除後の金額」欄
確定申告の場合「所得金額」欄
の右金額)

II 財産収入

土地、家屋、機械器具等を外に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入を指し、当該収入については課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。

(課税標準として把握された所得の金額・所得税法第22条第1項に規定する総所得金額をいう。)

III 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として確定する。

IV その他の収入

不動産、動産の処分による収入(譲渡所得、山林所得等)、一時所

得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）及びその他の収入（老人ホーム入所前の臨時的な収入（退職金等）は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。

なお、分離課税される譲渡所得については、「長期譲渡所得の金額」又は「短期譲渡所得の金額」、すなわち特別控除額の控除をしないで計算した金額とする。

また、相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税の課税価格を収入として認定する。

②収入として認定しないもの

- I 臨時的な見舞金、仕送り等による収入
- II 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- III 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭
- IV 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射性障害者加算に相当する額
- V 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- VI 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- VII 児童手当法により支給される児童手当等法令により入居者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- VIII 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- IX その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

(2) 必要経費

①租税

- I 所得税、住民税、相続税、贈与税等の租税。
上記以外の租税については、施設長が特別の事情があると認めた場合について該当する取り扱いとする（但し、固定資産税は除く。）。
- II 利用者の仕送りにより生計維持されている配偶者等の租税。

②社会保険料又はこれに準ずるもの

- I 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第74条第2項に規定するものをいう。
健康保険・国民健康保険料（税）、雇用保険の労働保険料、国民年金・農業者年金・厚生年金・船員保険料、国民年金・厚生年金基金掛金、共済組合掛金、国会議員互助年金法納付金、恩給納金、介護保険料
- II 社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。
- III 利用者の仕送りにより生計維持されている配偶者等の社会保険料。

③医療費

- I 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に応じて取り扱う。

したがって、付添費用、差額ベッド代、通院費（バス代、タクシー代等交通費）、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は該当しない。

II 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補填される金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱と異なるものである。

III 医療費控除の範囲はおおむね次のとおり。

【医療費として控除できるもの】

- a 医師又は歯科医師による診療費又は治療費。
- b 医薬品購入費（但し、疾病の予防又は健康の増進のための医薬品は対象としない。例：アリナミン糖衣錠・グロンサン内服液）。
また、解熱剤・医薬等施設において通常備えている医薬品についても対象としない。
- c 療養のために保健婦、看護婦、准看護婦及び付添い婦に支払った費用（付添い婦に対する食事・寝具代も含む。但し、交通費は認めない）。
なお、基準看護の病院や特例許可老人病院入院医療管理料が承認され、看護料の診療報酬請求が可能な場合の付添い費用は認めない。
- d 診療を受けるための通院費や医師の送迎に費やした費用、差額ベッド代、食事代及び医療用具、器具類の購入費・賃貸費（褥そう予防のムマツ布団は、医師の指示により使用する場合は、医療器具として認める。）。
- e 日常最低限の用を足すための義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯等の購入費（ここでいう控除対象は、医師等による診療を受けるために直接必要な治療材料であるため、一般の近視、遠視、乱視等の眼鏡は対象とならない。補聴器も、医師等による診療等を受ける過程で必要とされるものに限定されるので、単に耳が遠くなったから購入したといったものは対象とならない。）。
- f 眼鏡（白内障手術後の治療材料として必要な眼鏡については、所得税法の医療費控除の対象とされているため認める。但し、老眼鏡は対象としない。）。
- g 保険適用外の点滴針点滴管等点滴に要する材料費、縫合針・縫合糸等に要する材料費（但し、本人が負担することが適当でなく、本来医療機関で負担すべきものは除く。）。
- h 消費税の扱いは、必要経費として認める医療費に係る消費税（通常同一領収書に記載される場合があるので、その場合は控除可能な部分について按分する。）。

【医療費として控除できないもの】

- a 診断書料（但し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条に基づく意見書料については他法活用のため必要なものであり認める。）。
- b 容器代、洗濯料、光熱費等雑費、おむつ代、テレビ貸出料、体温計等病院備品にあたるもの。
- c 軽費老人ホーム入所前の入院費用等は、入所により支出する必要がなくなるので、医療費の対象としない。

- ④介護保険法による介護サービス（指定居宅サービス）の利用料等
施設の入居者が介護保険法第41条に規定する介護サービス（指定居宅サービス）を利用した場合に事業者を支払う利用料等は、必要経費として認定する。
但し、軽費老人ホーム入所前に介護老人保健施設等で施設サービス等を利用した際の利用料等は、入所により支出する必要がなくなるので、介護保険法による介護サービスの利用料の対象としない。
- ⑤配偶者等に対する仕送りのための費用
- I 配偶者その他の範囲は、原則として配偶者（内縁の場合を含む）又は民法に定める扶養義務者（第877条 直系血族及び兄弟姉妹、家庭裁判所が認めるときは、3親等内の親族）とする。特別の事情がある場合は、民法第725条に規定する親族まで（6親等内の血族、3親等内の姻族）とする。
- II 配偶者その他の親族が利用者の仕送りにより生活している場合は、概ね最低生活費の1.5倍の範囲内の額から仕送りを受ける配偶者等の収入を控除した額の範囲内におけるその実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。（※仕送りに係る手数料は認めない。）
- III ①租税、②社会保険料等のところでも触れたように、利用者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。
- IV 額の認定にあたっては、仕送り額を証する書類（仕送り対象者の受領書、預金通帳等の写し等）を整備し、上記IIに基づき仕送り額認定計算書を作成して認定額を確認する。
- ⑥災害により資産が損害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用
- ⑦やむを得ない事情による借金の返済
原則として入所前の利用者本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（住宅ローンの返済、生活福祉資金の返済等）の場合に限り認められるものである。しかし、入所後において配偶者等が利用者の仕送りにより生計を維持されている場合であって医療費等不意に支出せざるを得ない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても同様の取扱いをして差し支えない。
- ⑧その他
- I 利用者の意志により任意に負担するものは、必要経費に該当しない。
例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄付金等である。また、入所により支出する必要がなくなる費用も該当しない。
- II 軽費老人ホームの利用料は、必要経費には該当しない。
- III 離婚に伴う慰謝料の支払いは、必要経費として認めることができる。
- IV 生命保険料は、原則として必要経費には該当しない。
しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益を受けるものについては、必要経費として認めることができる。
- V 住宅維持費（損害保険料を含む。）は、原則として必要経費に該当しない。しかしながら、入所前の自己の居住の用に供していた住宅で居住するものがなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。

VI 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）利用者が在宅福祉サービスを利用した場合の利用料は、必要経費として認めることができる。

(3) 収入等の確認方法

原則として収入及び必要経費については、収入申告の際に、利用者にそれを証明する次の資料を添付してもらうこと（つまり、次の書類の中で、収入及び必要経費を証明する資料のどれかが揃えばよく、これらの書類をすべて揃えなければならないものではない。）。

①収入

I 年金、恩給等

一番確かなものは、年金等の支払い通知書とそれが確かに支払われたという振込金融機関の通帳の写し。

これ以外に、前年分源泉徴収票等。

II 財産収入、利子配当収入、その他の収入

前年分所得額の確定申告書（更正、修正も含む）の写しを添付すること。

②必要経費

I 租税

各税の納税通知の領収済のもの、納税証明、前年分所得税の源泉徴収票等納税が確認できるもの。

II 社会保険料又はこれに準ずるもの

領収書又はこれに代わる支払いを証明できるもの。

III 医療費

領収書の原本。なお、内訳明細を記載すること。

IV 介護保険法による介護サービス（指定居宅サービス）の利用料等

領収書又はこれに代わる支払いを証明できるもの。

V 仕送り金

仕送り先の収入申告書（現金書留送付控、金融機関振込控、領収書等）。

VI その他

その他の支出については、支払いを証明できるもの。

(4) 事務費徴収額算定方法（夫婦）の基本的考え方（※内縁の場合は含まない）

①夫婦で施設に入居する場合

ア) 2人部屋に夫婦で入居する場合、イ) 互いに別々に1人部屋に入居する場合、ともに夫婦それぞれの対象収入（対象収入＝収入－必要経費）を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入として算定する。

②夫婦のどちらか一方が退居した場合

本人の前年の収入及び必要経費に基づき徴収額の再算定を行い、退居の翌月分から再算定後の徴収額を徴収する。

<参考・生活保護法>

《収入として認定しないものの取り扱い》

次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

- a 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念

- 上収入として認定することが適当でないもの
- b 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
 - c 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護者世帯の自立更生のために充てられる額
 - d 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額
 - e 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額
 - f 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護者世帯の自立更生のために充てられる額
 - g 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（eに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額
 - h 高等学校等で修学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、その者の修学のために必要最小限度の額（cからgまでに該当するものを除く。）
 - i 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき 円以内の額（月額）
 - j 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又はこどもの日の行事の一環として支給される金銭
 - k 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
 - l 未帰還者に関する特別措置法による弔慰金（同一世帯内に同一の者につき前記のkを受けることができる者がある場合を除く。）
 - m 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
 - n 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
 - o 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
 - ア. 障害補償費又は児童補償手当（介護加算額を除く。）
 - ・ 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下、「公害障害等級表」という。）の特殊又は1級に該当する者に支給される場合
 - ・ 障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合
 - ・ 障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合
 - イ. 遺族補償費

別記第1号様式

収入申告書

(施設長名) 様 平成 年 月 日

氏名 印
(年 月 日生)

私の平成 年中の収入について下記のとおり申告します。

記 単位：円

	種類	金額 (年額)	認定額
収入 A	恩給・年金等収入		
	財産収入		
	利子・配当		
	その他		
	計		
必要経費 B	租 税		
	社会保険料		
	医療費		
	介護サービス利用料		
	その他必要経費		
	計		
差引額 (A - B)			

階層区分	階層
施設長印	担当者印

※太線枠内を記入して下さい。

※収入及び必要経費については、それを証明する資料を添付してください。

※別添「収入申告書の記載について」を参考にしてください。

別記第2号様式

平成 年度 （施設名） 事務費徴収額決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

（入居者名）様

（施設長名）印

先般、 年の収入申告をされましたが、審査の結果、 年度にあ
なたから事務費として徴収する額を下記のとおり決定（変更）しましたので通
知します。

記

- | | | | |
|---|---------|--------|---------|
| 1 | 事務費徴収月額 | 年 月から | ¥ _____ |
| 2 | 認定収入額 | ¥ | |
| | | 〈内訳〉収入 | ¥ |
| | | 必要経費 | ¥ |
| 3 | 階層区分 | 第 階層 | |